

議案第4号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成23年6月15日

沖縄県教育委員会

教育長が、議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

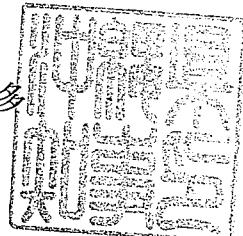
議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教 生 第 4 9 3 号
平成23年6月13日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞弘多



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。

条例案の概要の説明

部課名 教育庁生涯学習振興課

1 件名

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 現在、県内に 6箇所ある青少年教育施設について、指定管理者制度を導入することを目的として、平成20年12月に「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」を制定し、平成22年4月1日から施行した。
- (2) 平成22年4月1日から沖縄県立名護青少年の家及び沖縄県立糸満青少年の家について、平成23年4月1日から沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家について、指定管理者による管理が行われている。
- (3) 沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家について、平成24年4月1日から指定管理者に管理を行わせるため、条例の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家の管理を指定管理者に行わせることとする。 (第4条関係)
- (2) (1)に伴い、沖縄県教育委員会が青少年の家を直接管理する根拠条文を削ることとする。 (第18条から第21条まで関係)
- (3) 施行日は、平成24年4月1日とし、必要な経過措置を設けることとする。 (附則)

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第4号及び第6条
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」及び「第2章 指定管理者による青少年の家の管理」を削る。

第4条中「（沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家を除く。以下この章において同じ。）」を削る。

第8条第1項中「その旨を」の次に「県公報で」を加える。

第14条第4項中「これを」の次に「県公報で」を加える。

第3章を削る。

「第4章 雜則」を削る。

第22条を第18条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家の改正後の沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定による指定管理者の指定及び改正後の条例第14条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第6条から第8条まで及び第14条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の際教育委員会がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有す

るもの又は現に教育委員会に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、改正後の条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の日前に教育委員会が沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家の使用に関し行った許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

平成23年6月21日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家の管理を指定管理者に行わせる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	目次 <u>第1章 総則（第1条—第3条）</u> <u>第2章 指定管理者による青少年の家の管理（第4条—第17条）</u> <u>第3章 指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の管理（第18条—第21条）</u> <u>第4章 雄則（第22条）</u> <u>附則</u>
(削る) (削る)	第1章 総則 第1条～第3条 (略)
(削る) (削る)	第2章 指定管理者による青少年の家の管理 (指定管理者による管理) 第4条 青少年の家の管理 第4条 青少年の家 (削る) の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。
(削る) (指定管理者による管理)	第5条～第7条 (略) (指定管理者の指定等の告示) 第8条 教育委員会は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。 2 (略)

し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

第9条～第13条 (略)

(利用料金)

第14条 (略)

2 (略)

3 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

(削る)

(削る)

第9条～第13条 (略)

(利用料金)

第14条 (略)

2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるとときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定にかかるらず、指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、教育委員会規則で定めるとこころにより、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

(利用料金の返還)

第16条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

第17条 (略)

第3章 指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の管理

(職員)

第18条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第2項の規定により、次に掲げる青少年の家に事務職員その他の所要の職員を置く。

(1) 沖縄県立宮古青少年の家

(2) 沖縄県立石垣青少年の家(使用料の徴収)

第19条 法第225条の規定により、教育委員会は、前条各号に掲げる施設を使用する者から、別表に定める額の使用料を徴収する。この場合において、別表中「(第14条関係)」とあるのは「(第19条関係)」と、「基準額」とあるのは「使用料」と、「利用する団体」とあるのは「使用者」とあるのは「使用者」とする。

(使用料の納期等)第20条 使用料は、前納とする。

2 使用料の減免及び返還については、第15条第1項及び第16条の規定を準用する。この場合において、第15条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用者」と、同条ただし書き中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(過料)

第21条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(削る)(教育委員会規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第4章 雜則(教育委員会規則への委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(削る)